

墨田区自立生活体験事業

くらし体験 ふるさと

2022年11月開設

「くらし体験 ふるさと」とは？

精神障害をお持ちの方が自分らしい暮らし方を探す・目指す人を支援するサービスです。一人暮らしに向けた体験はもちろん、気分転換・休息のためなど、様々な目的でご利用いただけます。

支援する内容

(1) 世話人による朝夕の電話連絡

夜間等緊急時も世話人が携帯電話を身につけて連絡体制を確保し、緊急連絡先を貸出し携帯に登録しています。

(2) 一部家事支援、金銭管理・服薬のサポート（声掛け・見守り）、一人での過ごし方開拓、買い物などの同行 ※食事提供はありません

(3) ご希望があれば、併設している地域生活支援センター「すみだ」のイベントへの参加も可 ※保険要加入、詳細についてはお問い合わせください

利用できる方

次の(1)～(3)まで全て当てはまる方

- (1) 墨田区民
- (2) 精神科に通院・入院している
- (3) 18歳以上



居室①



キッチン (IH)



居室②

部屋の写真

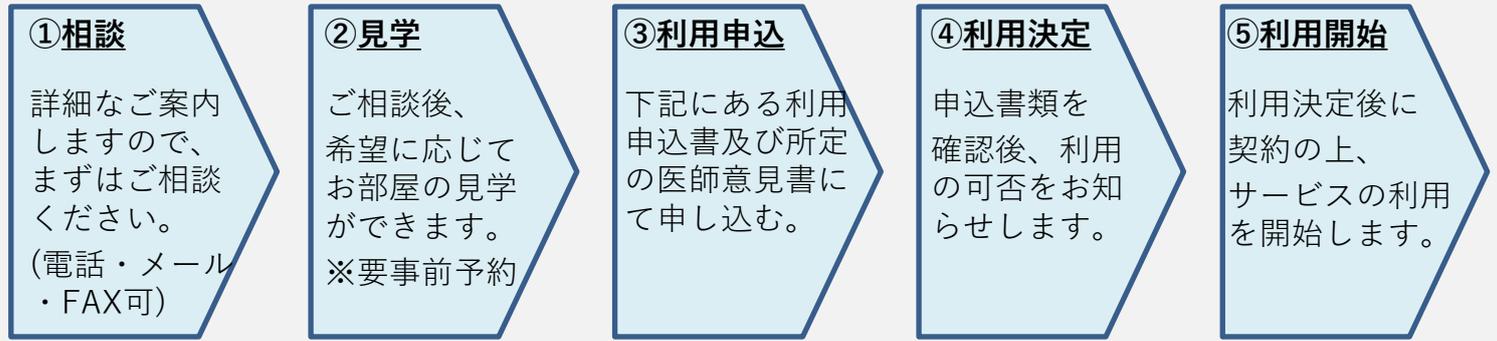
◀ 周辺概要図 ▶

東武曳舟駅より徒歩10分
周辺にスーパー・コンビニ有



～ 利用方法・問い合わせ先は裏面へ～

利用までの流れ



体験利用料

日帰り100円 一泊250円
 ※最長6泊7日
 ※10～18時の間にご来所ください。

備品

家具：ベッド、テーブル、座椅子、座布団、収納
 家電：Wi-Fi、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、IHコンロ、電子レンジ、炊飯器、ケトル、テレビ、ドライヤー
 防災：防災リュック、懐中電灯
 ※利用中は連絡手段として携帯電話を貸し出しております。

利用申込書

特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会 様
 墨田区精神障害者自立生活体験事業の説明を受け、内容を了承したうえで、利用を申し込みます。

本 人	ふりがな			
	氏名			
	住所 (居住地)	〒	-	
	電話番号			
障 害	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 級 番号 第 号 <input type="checkbox"/> 精神障害を支給事由とする障害年金 級 <input type="checkbox"/> 精神障害を支給事由とする特別障害給付金受給 <input type="checkbox"/> 精神科治療中 (医療機関名:) 傷病名 ()			
申請理由 (望むこと)				
緊急連絡先		氏名 (続柄)		
支援者				
（ 本 世 居 人 帯 者 以 の ） 外 状 の 況 同	氏名	続柄	備考	

お申込み・お問い合わせ先



ふるさとの会

〒131-0033東京都墨田区向島5-43-20 CrossBrain曳舟ビル101
 (くらし体験ふるさと事務所所在地)
 TEL 03-5819-3254 FAX 03-5819-3257
 (10～18時)
 ホームページ <http://www.hurusatonokai.jp/>
 Eメール info-gh@hurusatonokai.jp



お気軽に
お問い合わせ
ください